

渡辺海旭の「共済」思想

－ 全体的・国民的事業としての社会事業－

島 田 肇

I. はじめに

わが国の社会福祉は、明治期後半以降、その私的な倫理観と公的な理屈との間に少しずつ亀裂の様相が現れ始めていた¹⁾。途中 15 年に渡る戦争期では変質も見せたが、戦後改革を経ることでその進行は終わり、こんにちこれらの関係は、ほぼ完全に分断されていると云えよう。われわれが知っている社会福祉は、全体的国家的利益に重きを置く公的社会福祉理論と、私的倫理的な社会福祉観とがほぼ完全に乖離してしまっているように見える。国家概念を構築する際に援用した有機体理論が掲げた「個人は全体の一部」の理屈は全く忘れられているかのようである。大正期以降、私的な社会福祉は、その多くが宗教家によって担われてきたと考えられている（吉田 1990:468）。社会福祉が、論理的にも倫理的にも、まだその線引きが混沌としている時期、要支援者（状態）にたいして、公的ではなく私的に、社会全体で救済することの必要性と重要性を唱えたのは宗教家渡辺海旭（以下、「渡辺」と言う）であった。その思想は倫理的使命観に満ち、いち宗教家としての枠を超えるものがあつた。その理由は、渡辺の思想が、私的ではあるが国家的規模で全体的性格を持っていたと考えられるからである²⁾。本稿では、渡辺がその実践の基本に据えた「共済」思想に主眼を置き、渡辺の取組んだ全体的・国民的事業としての社会事業について考察することを目的とする。その際、「共済」と渡辺の云う社会事業とは、その意味するところは、ほとんど同じ内容ではないのかと云う仮設に立って論を進める。尚、本研究は、渡辺が生きた時代とその思想との関係性を比較検討する方法で行う。

渡辺の共済思想は、その思想が誕生した社会的、時代的考察を抜きには考えられない。そこで本稿では、渡辺の生誕から死に至るまでの時間軸を以下の四つの時期に分け、渡辺の共済思想と社会について複眼的に概観する。一つ目の時期は、

渡辺の誕生(1872)からドイツ留学に出発する前年(1899)までの時期(1872-1899)、二つ目の時期は、ドイツ留学の時期(1900-1910)、三つ目の時期は、ドイツ留学の帰国後(1911)から渡辺の独自の社会事業観が明確に現されたと考えられる「現代感化救済事業の五大方針」(1916)が発表されるまでの時期(1911-1916)、四つ目の時期は、以降、渡辺が共済思想を背景に社会的実践活動・教育活動を本格的に開始し、死(1933)に至るまでの時期(1917-1933)である。こうした時間的経緯を見ながら、共済思想が、社会からの影響力をどれだけ受け誕生して来ているのかについて考える。また渡辺が提唱した仏教徒社会事業は、宗教家であり社会事業家である渡辺が、仏教徒に向け発した国民全体的かつ社会的な救済事業実施への啓発的色彩を色濃く持つものである点、についても見ていきたい³⁾。

II. 渡辺海旭が生きた時代

渡辺が生きた時間は、わが国の場合、それは初めての産業革命を経験し資本主義社会を完成させ、日本帝国主義成立の下で大正デモクラシー時代を通過しながら、ちょうど国家独占資本主義期の入り口にさしかかった時代にあたる。その間、わが国の社会福祉は近代から現代へと大きく変化を遂げる。その主要な要因として考えられることは、科学性、制度性、政策性、平等性といった視点である。資本の蓄積という社会変革の中で誕生し、時代から大きく影響を受け続けた労働者とその家族が直面する社会問題が、渡辺の思想を生む大きな要因になったと考えることは至極当然であろう。ここでは、そうした基本的視点に立ち、渡辺の生きた時代を概観してみることにする。

1. 仏教徒渡辺海旭の誕生と「仏教清徒同志会」の発足(1872-1899)

この時期の渡辺を理解する上で重要な出来事は、渡辺が浄土宗源覚寺住職の端山海定のもとで得度したことと、渡辺が「仏教清徒同志会」発足(1899)に参加し、機関誌『新仏教』を発刊したとである。この時期の渡辺は、まだひとりの仏教徒渡辺海旭であった。

(1) 仏教徒渡辺海旭の誕生

渡辺は、幼名を芳蔵と名乗り、1872年1月5日、東京市浅草区田原町に生まれ

た。1887年、15歳の時に東京・小石川初音町にある浄土宗源覚寺⁴⁾住職の端山海定のもとで得度し、名を海旭と改め、僧の世界へと転籍した。渡辺は源覚寺に至る前、東京・浅草区にあった萬照寺へ入寺している。そしてその萬照寺のある学区内の尋常小学校に通った。その理由は、当時、小学校へ通うための授業料が払えない渡辺家の事情の下では、向学心旺盛な渡辺を学校へ通わせるためにとった、これが最良の方法であったからである。

1887年9月、渡辺は東京で開校した浄土宗学東京支校（東京・増上寺内）⁵⁾に入学した。この学校は後の芝中・高等学校の前身で、渡辺は1911年、39歳の時、芝中学校の校長に就任している。浄土宗学東京支校は浄土宗の僧侶養成を目的とし、宗門の再興をかけた高度な教育を行っていた。渡辺はこうした環境の中で学業に励んだ。

(2)「仏教清徒同志会」発足（1899）

渡辺は17歳（1889）で浄土宗学本校に進み、予科・本科を修了し、23歳（1895）で浄土宗学本校を総代で卒業している。卒業と同時に、関東各県下の浄土宗学院連合第一教校教諭に任命され、教育業界にも籍を置くこととなった。一方で渡辺は、1889年に創刊された『浄土教報』の主筆にも抜擢され、筆をもって社会との関わりを持つようになっていった。

渡辺が浄土宗学本校を卒業した年は、日清戦争が終結した翌年で、国内には、まだ多くの主戦論者が占めていた。『浄土教報』は、宗門の活動を宗門外の人々に伝える一方で、宗門外の諸活動をも研究紹介する役割を担っていたため、渡辺は、社会で起きている多くの事柄に必然的に目を向け考える機会が増えていったと思われる。実際この時期、国内では、明治維新後の産業革命過程の途上⁶⁾にあり、地租改正等による没落農民の多発、秩禄処分による士族の困窮が続いていた。しかし、明治憲法公布後の翌1900年に開かれた第一回帝国議会では窮民救助法案が否決され、さらに濃尾大地震（1891）や三陸大津波（1896）、足尾鉍毒問題の表面化（1897）や社会主義運動の胎動等、天災や社会経済変動に大きく影響を受けた生活困窮者や社会問題が巷には続出していた。都市では多くの労働者群が企業勃興により発生し、しかもその大多数は、低賃金によって働く過酷な労働環境に置かれた賃金労働者であった。そんななか1897年には、わが国で最初の労働組合

(鉄工組合)⁷⁾も誕生している。

宗教界では、それまでの伝統仏教がキリスト教や神道系の新興宗教、天理教等に押され(前田 2011:123)、信徒の減少傾向が見え始めていた。当時、明治政府は、明治維新後から続く著しい国家主義と神道国教化政策の下で、天皇を中心とする体制づくりを進めていた。それまでの仏教界はそうしたなかで、「キリスト教を排撃し、仏教の正法を興隆」しようと、「国家主義の坩堝や民族意識の昂揚に歩調を合わせ」、仏教の復興を計ろうとする動きを見せていた(カッコ内は芹川 1978:12)。渡辺が「仏教清徒同志会」⁸⁾(後の新仏教徒同志会)(以下、「同志会」と言う)の立ち上げに参加したのも、こうした仏教界の動向が背景にあったからだと想像できる。それまでの伝統仏教界が、特にこの時期、国家との癒着やおもねりの行動をとり、他の宗教を攻撃したり「迷信や誤謬の伝統」(芹川 1978:111)に固執する様相にあったことへの反発がそこには垣間見れる。1900年に発刊された『新仏教』第1巻第1号に掲載された「仏教清徒同志会綱領」には、次のような六つの活動事項が掲げられた。

- ①我徒は、仏教の健全なる信仰を根本義とす。
- ②我徒は、健全なる信仰、智識、及道義を振作普及して、社会の根本的改革を力む。
- ③我徒は、仏教及び其の他の他宗教の自由討究を主張す。
- ④我徒は、一切迷信の勦絶を期す
- ⑤我徒は、従来の宗教的制度、及儀式を保持するの必要を認めず。
- ⑥我徒は、総べて政治上の保護干渉を斥く。

渡辺等のこうした宣言は、若き仏教徒達にとっては至極自然な感情であったであろう。

国家との関係については、あくまで宗教の独立、思想の自由を柱として一定の距離を保ち、干渉を拒み、他方では旧態依然たる伝統仏教界への反発があった。その頃の日本が、近隣諸国の侵略や軍部の抬頭といった世界的規模における政策転換にあって、しかも、そうした国家におもねた態度に出た伝統仏教界のあいまいさもあり、そうした状況が彼らの怒りの標的であったと考えられる。

当時、明治政府は、1870年設立の工部省によって殖産興業政策に着手しており、

積極的な民間産業の保護育成に取り組んでいた。なかでも、企業の勃興による多くの労働者が生み出され、その中心になったのが紡績業（なかでも綿糸紡績業）であった。その労働者の数は1886年35,000人、1900年237,000人、1909年442,000人と増大していた⁹⁾。労働者の多くは、その源泉を農民層¹⁰⁾に求めることができ、農村における過剰人口の流入が都市の低賃金労働者の多くを占めていた（大石1998:38）。特にわが国は、当時、最大の貿易収支を占めた製糸業において、その労働力としては農村からの出稼ぎ女子（女工）に依るところが大きかった¹¹⁾。渡辺等は、仏教徒として、そうした労働問題や労働者の抱える貧困問題にたいし、それまでの宗教による限界と問題解決のための新たな手段、しかもそれは国家と一定の距離を保ったかたちでの手段を模索していたと考えられる。仏教による社会問題への社会貢献とは何か。そうした課題意識が渡辺等同志会に課せられた大きな問題であったように思われる。1900年発刊の『新仏教』と云う名称は、そうしたおもいが込められた言葉になっていた。渡辺は、ドイツ留学直後の1901年、『浄土教報』（433号）紙上において、「社会が健全の發育を遂げる為国家に報効する為、是非とも社会事業や、慈善事業に眼をつけて頂かねばならない。是が宗教の社会に尊敬を受け、価値を維持する根本なのだ」と述べた¹²⁾。ここで言う「社会事業」とは労働問題や労働者問題を指している。

2. ドイツ留学で知った社会問題と労働者による共済的相互扶助活動（共済思想）、そして日本の社会問題への仏教徒としての決意（1900-1910）

渡辺のドイツ留学を通して知ることの出来る重要な点は、以下の3点であろう。一つ目は、ドイツで見た異国の社会の問題を通して日本の社会問題（貧困と労働者問題）を客観的に見れたこと、二つ目は、ドイツにおける労働者保護政策に現れていた「共済」思想を知ったこと、そして三つ目は、日本の社会問題にたいし、仏教による社会貢献（社会事業）に開眼したこと、等である。この時期の渡辺は、ひとり人間としての社会問題への関心と仏教徒としての実践活動（社会事業活動）への決意の時期である。

(1) ドイツにおける社会問題

渡辺は、1900年、宗門から第一期海外留学生に選ばれ、ドイツ・ストラスブル

クへ行くこととなった。ドイツでは、「カイザー、ウイルヘルム大学のロイマン教授に師事」(荻原 1933:80)し、「梵蔵巴ボンツァンバの仏教各語を研究し」(渡辺 1933:637)、比較宗教学の研究を深めた。ドイツ留学中の渡辺については、前掲した荻原の論文や西村実則(2012)『荻原雲来と渡辺海旭』に詳しいのでそちらに譲ることとするが、本稿の趣旨からすると、渡辺が学んだ研究内容よりむしろ着目しなければならないのは、渡辺がドイツ社会で起きていた社会問題から受けた影響力の大きさである。

渡辺が留学した当時、ドイツは、皇帝ウイルヘルムⅡ世が宰相ビスマルクの後任として政策を進めていた(1888着任～1918辞任)。それまでのドイツでは、ビスマルク政権下、1883年の疾病保険法、1884年の労災保険法、1889年の障害・老齢保険法(年金保険法)、いわゆるビスマルク労働者保険法が策定された状況下にあった。この背景には、1830年頃から始まったドイツの工業化がある。このドイツ工業化にともなう社会構造と経済構造の変化を、木下(木下 1997:31)は、①工業労働者の急増、②都市化、③工場労働者の生活様式の変化、④都市や農村の生活困難と困窮、と指摘している。こうした都市を中心とするドイツ工業化社会ではあったが、1870年代後半には終焉し、大量の失業者を出す経済不況に陥ることとなった。その結果、貧困や疾病等を原因とする生活問題は多くの労働者にのしかかり、社会不安の大きな火種にもなっていた。そんななか、1878年、二度に渡り皇帝にたいする暗殺未遂事件が起こったことをきっかけにして、ビスマルクは社会主義者鎮圧法を制定させた¹³⁾。この法律によって社会主義運動や労働運動は、法律が失効する1890年まで抑圧されることとなった。労働者保険法は、こうした状況の下でいわば「アメとムチ」の「アメ」の役割を果たしていたのである。

1888年皇帝に即位したウイルヘルムⅡ世は、それまでのビスマルク¹⁴⁾が進めた労働者や社会主義者への抑圧政策とは対極的に労働者を保護する政策をとった。具体的には、「日曜労働の禁止、少年・女性の労働時間制限(以上は1891)、労使紛争の調停機関として営業裁判所の設置(1890)、労働運動への配慮(1899)」(木村 2001:248)等を行った。その背景には1890年代半ば以降の世界的な経済成長がある。特にドイツは、伝統的な基幹重工業、電機工業、重化学工業等の驚異的な発展があり、ウイルヘルムⅡ世が国家指導者であった期間は、イギリスに

次ぐ経済大国へとドイツがのし上がることを後押しした。

ドイツが経済的に工業化を進めたウィルヘルムⅡ世時代は、労働者数が飛躍的に増大した時代でもあった。1890年には、一大労働者組織である自由労働組合が組織され、労働者の生活が（少なくとも組合加入労働者については）守られていた。自由労働組合の場合、疾病共済保険や失業保健等の組合共済制度が整い、労働者保護は充実していった。こうした動向は政治の世界にも波及し、社会改良主義的傾向が見え始めることにもなった。

渡辺との関連で筆者がここで注目したい点は、長い鎮圧下にあったドイツ労働者が、1890年以降見せ始めた組合組織の結成である。労働組合員の数は、1890年25万人、1900年70万人弱、1904年100万人、1910年200万人（鎌田1973:116）と増加していくなか、その中心的位置を占めたのが、1890年に誕生した自由労働組合¹⁵⁾であり、その活動は「国の社会政策問題への自主的な積極的取組に転換」（山田1997:561）する方向にあった。

山田は、その著『ドイツ社会政策史研究—ビスマルク失脚後の労働者参加政策—』のなかで、自由労働組合の幹部経験者パウル・ウムブライト（Paul Umbreit）の著書『ドイツ労働組合運動の20年、1890-1915』から引用し、自由労働組合の社会政策を4点紹介している。それは、①建築労働者保護と家内労働者保護、②失業保険と職業紹介、③労働会議所、④消費協同組合の協力、である（山田1997:565-567）。そして、こうした自由労働組合の社会政策的活動を、A 国家社会政策への関与、B 産業自治、C 労働組合の自主事業、とその特色をまとめている。

渡辺は留学中、ドイツ労働者が、長く暗い時代にあったビスマルク政権下から抜けだし、貧困や労働問題にたいし主体的に取組める時代が来たことを実感し、そのことを直に渡辺自身の目で観察し、学んでいたと考えられる。

その頃、日本国内では、日清戦争前後から始まる産業革命期から帝国主義政策前期にあたり、貧困問題やそれとは表裏の関係にある労働問題、労働者問題¹⁶⁾等が切迫した課題として浮上していた。都市では、いわゆる「都市下層社会」¹⁷⁾（吉田1993:225）が形成され、その社会を形成していたのは「熟練労働者、下級サラリーマン、不熟練労働者、職人、零細自営業者、屑拾い等雑業、道心・辻芸人等、乞食、施設収容者、恤救規則該当者等」（吉田1993:225）がそれに該当した。ま

た、多くの流出型賃労働者を誕生させた下層社会の一端を担う零細農村では、窮乏が著しかった¹⁸⁾。

渡辺は、ビスマルクからウィルヘルムへと続くドイツ国内の労働者問題や労働組合運動、そして政権が変化する中での労働者環境にたいする国家の姿勢等を自ら肌で感じ、見るにつけ、日本国内の労働者や市民の置かれた環境とそれにたいしての国家の無策とを比べ、あまりの隔絶に、改めて国家や社会そして自分たちの立場（宗教）に出来ることは何かを考えたに違いなかった。

(2) ドイツ労働者保護政策に見た「共済」

渡辺が留学経験の中で獲得した最も大きな収穫は、ドイツ労働者の運動から学んだ「共済」¹⁹⁾の思想である。具体的には上記した、建築労働者保護と家内労働者保護、失業保険と職業紹介、労働会議所、消費協同組合等（山田 1997:563-567）に見られる労働者同士の相互扶助的の仕組みである²⁰⁾。これらはドイツ自由労働組合が自主的に関わったドイツ社会全体の問題にたいする政策的な活動である。以下では、山田（1997）の研究を参考にして、その内容を見てみる。

建築労働者保護は 1903 年から自由労働組合が関わり、建築労働者保護の取組が行われた。家内労働者保護は、1902 年から自由労働組合が関わり家内労働者の労働条件について検討が進められた。

失業保険問題には 1902 年から自由労働組合が関わり、景気の変動によって大きく影響を受けやすい失業者数であることから、その扶助金の管理について国との関係が大きな問題になっていた。職業紹介について自由労働組合は、公的な職業紹介の必要性を説き、1910 年職業紹介所法が制定されている。

労働会議所は、労働者から、労働者自身による自主的な労働会議所の設置が要求され、1905 年の自由労働組合大会において決議され、1908 年設置された。

消費協同組合は、1905 年の自由労働組合大会において、消費協同組合への加入が呼びかけられ協同組合への自主生産を支援する決議が行われた。

こうした、これまではドイツ国家を中心として行ってきた社会政策的問題にたいして、自由労働組合に依る主体的取組は、自助を基調とする相互扶助の精神に基づいた「共済」の考え方に依るものである。労働者自身が、その問題を労働者自身によって自らのために取組み解決することを始めていたと考えられる²¹⁾。

こうした自由労働組合の活動は、渡辺がドイツ滞在当時に起きた出来事や変化である。ドイツ社会内には労働者の自主自立的社会変化や活気が満ちあふれていたと考えられる。

(3) 仏教による社会貢献（社会事業）への開眼

渡辺は、こうしたドイツ社会で起きている社会問題（労働者問題や貧困問題）やそれにたいする国家の対応、そして労働者自身による主体的な取組みを身近に見るにつけ、遠く祖国日本で起きている労働者問題を至極客観的に、しかも正確に見ることができたと考えられる。仏教にできることできないこと（社会的貢献）、仏教徒のあるべき姿勢、宗教と国家との関わり方等、ドイツ社会で学んだ事を、帰国後、どのように活かしていけるかが、渡辺の新たな課題に繋がっていったと考えられる。筆者は、渡辺が考えた、自らに課した課題を次の三つにまとめてみた。一つは、仏教による社会的貢献である。それは具体的には、仏教による社会問題への取組み、つまり社会事業活動である。二つ目は、仏教徒による社会事業の啓蒙である。具体的には、仏教徒による社会事業活動や社会事業研究である。それは、仏教徒を主体とした仏教の教えに基づく社会事業活動の実践や研究を行うことの重要性である。三つ目は、仏教を主体とした教育活動である。具体的には、仏教思想を建学の精神とする教育機関の建設や仏教教育の普及である。ドイツ留学を通して渡辺は、ひとりの仏教研究者になると同時に、いち仏教徒から社会事業家としての資質を養成させたのである。

3. 共済思想と社会事業（1911-1916）

この時期は、渡辺が留学経験で学んだ共済思想を社会事業につなぐ時期として位置づけられる。この点に関し、渡辺がドイツ留学から帰国してからの活動として、この間注目しなければならないのは次の3点である。① 1911年の「浄土宗労働共済会」の開所、② 1912年の「仏教徒社会事業研究会」の発起、③ 「現代感化救済事業の五大方針」（『労働共済』2巻1号・2号、1916年）で指摘された科学的な社会事業の理念、である。

国内では、1910年に大逆事件が起きたことで社会主義者や無政府主義者への弾圧が強まる一方で、翌1911年には日本初の労働者保護立法である工場法が制定

されている（1916年施行）。1914年、欧州では第一次世界大戦が勃発し日本政府も対独への宣戦を布告している。また1916年には河上肇の『貧乏物語』によって貧乏という言葉が国内で広まった。渡辺は、こうした日本国内の諸事情の背後にあり、次第に深刻化している貧困と社会問題との相関図が、時とともに正の相関になっていることに気づいていたのではないだろうか。

(1)「浄土宗労働共済会」開所（1911）

渡辺は、1910年（明治43年）、38歳の時、ドイツ留学から帰国すると直ちに大正大学（宗教大学）と東洋大学教授に就任する²²⁾。一方で、留学前に行っていた『浄土教報』主筆にも復帰した。日本国内における社会問題（労働者問題や貧困問題）は、1904年に起こった日露戦争後、その状況は益々激しいものとなり、渡辺が帰国した1910年には大逆事件も起きていた。この事件以降、社会主義者や社会主義活動は、国家からの制圧を受け、労働者問題や貧困問題をその大きな社会的背景に持つ社会主義思想は、第二次大戦終結時まで日の目を見ることはなかった。

渡辺は、また、1910年、法然上人700回忌の記念事業として東京・深川に無料職業紹介所「衆生恩会」を設立した。そして、更にそこへ宿泊所、労働者の慰安施設を設けるべく、その活動主体機関として「浄土宗労働保護協議会」を設立した（芹川1978:63）。この機関が翌1911年、「浄土宗労働共済会」へと発展するのである。この機関は、渡辺が留学中に見たドイツ自由労働組合の機関に類似し、またその活動内容もドイツ自由労働組合の活動に酷似している点は注目に値する。また前田は、渡辺がドイツ留学時、「社会主義者やキリスト者たちによるセツルメント運動『労働者の家』を実践的に学んで」いたことを述べている（前田2011:271）が、この点も「浄土宗労働共済会」の活動を見る場合、重要な点になる²³⁾。

「浄土宗労働共済会」は、1911年に発表された「浄土宗労働共済会規則」²⁴⁾の第2章「目的及び事業」によると、労働者寄宿、飲食物実費給与、幼児昼間預かり、職業紹介、慰安及び教訓、廃疾者救護手続き、住宅改良等を、その事業目的として掲げている。これらの事業は、「労働者の共済的色彩の強い」（芹川1998:89）活動内容であり、こうした「浄土宗労働共済会」は、「下級労働者の保護施設で、下級労働者保護としては、画期的な総合施設」（芹川1998:89）であった²⁵⁾。

渡辺がこの機関の名称として掲げた「共済」の二文字は、日本国内では既に高野房太郎が、その私的文面の中で使用してはいたが（註19参照）、国内における社会的活動機関の名称として使用したのはこれが初めてであろう。渡辺は自身が主筆を務める『浄土教報』949号（1911年4月3日）の中で、共済と宗教の関係について次のように記している。

「政府は今や極力労働問題の解決に努力し、盛に民間慈善家の事業を鼓舞策励し、世の有志家亦之が為に奮って計量する所あり。労働保護の実行は、今や実に吾国焦眉の至大急務として、上下精励其解決に努力すべき機運に際会せり。退て思う、慈善救済事業は、由来に仁愛慈悲を旨とし、濟世利民を主とする。宗教に待つもの甚多く、欧米に於いても、此種の事業にして貢献の最大なるものは概ね宗教界の経営に属す」「仏陀の教、慈善救済を説き、利樂有愾を教ふること、広くして且大に社会上下が、相依り相重して互惠共済、齊しく報恩の責あるを示す」（下線は筆者による）。

渡辺が指摘する「労働保護」とは「予防」概念に近く、救済の必要な状態になる前に手立てを打つ「予防」的意味合いが「共済」の概念には含まれていると考えられる²⁶⁾。

また、渡辺は更に「此種の事業にして貢献の最大なるものは概ね宗教界の経営に属す」「相依り相重して互惠共済」と、宗教（ここでは仏教）による救済事業の必要性を説いている。そしてこの発想こそが、「報恩」つまり「互惠共済」に基づいた宗教にもできる社会貢献活動であり、今後、宗教が社会の中で生き残れる唯一の手段で、国民に受け入れられるための最も有効な方法である、と渡辺は考えた。

(2)「仏教徒社会事業研究会」発起（1912）

渡辺が留学から帰国後取組んだもう一つの仕事は、仏教徒主体による社会事業²⁷⁾の構想である。

渡辺が仏教徒による社会事業にこだわったのは、当時、まだ国家による社会事業という概念が存在していなかったことや、あくまで仏教者の立場から社会全体で救済事業に取組もうとした姿勢がその理由として考えられる。実際、国家による救済について、公的な立場からその必要性が説かれたのは、1909年になって出

版された井上友一の『救済制度要義』においてであった。井上は「救済事業思想の代表者」(吉田 1991:77) 的存在で、1908年の感化救済事業講習会にも深く関係していた人物である。国家による救済が国内ではほとんど行われていない当時、国家が「社会事業」を実施することは不可能で、おのづとその主体は民間(私設)に頼らざるを得ない。渡辺が国家とは一定の距離を置きながら、あくまでも在野の立場から社会事業を行うことに終始したことが、渡辺をして日本私設社会事業の祖と言わしめる理由をもたらしたと考えられる²⁸⁾。

その後、1938年の社会事業法制定や第二次大戦中に「社会事業」の社会科学的概念づけが大河内一男²⁹⁾によって最初に行われた。戦後、その学説を社会政策と社会事業との関係から批判的に考察し、社会事業を定義づけしたのが孝橋正一である。孝橋は、「社会事業とは、資本主義制度の構造的必然の所産である社会的問題に向けられた合目的・補充的な公・私の社会的方策施設の総称」(孝橋 1962:24)と説明している。

1912年の「仏教徒社会事業研究会」発起の背景には、当時一般的に行われ、呼ばれていた慈善事業にたいする渡辺自身の考えがあったからだと思われる。発起の前年1911年に発表された「慈善事業の要義」(渡辺 1911:1387-1389)の中で渡辺は、慈善事業が虚栄の為に使われていることを指摘し、救済は仏教の考え、すなわち「報恩の精神」で行われなければならないことを主張している。「救う者と救われる者との区別を立てるのは甚だ宜しく無い」「人類相愛の精神を以て・・・互に報恩思想を以て・・・研究的態度を以て」救済は行われなければならないと考えた。そして「昔は個人的救済が多く行われたが、今日は社会的救済、団体的救済が行われる様になった」と述べ、仏教精神に基づいた報恩思想による救済事業の必要性を指摘している。後に著される1916年の「現代感化救済事業の五大方針」は、ここで示された渡辺の仏教社会事業思想を明確なかたちで記したものである。

「仏教徒社会事業研究会」は、1914年6月、第1回全国仏教徒社会事業大会を開催し、1920年には第2回大会、1921年には第3回大会、1922年には第4回大会を開催している。また同研究会は、1920年、『仏教徒社会事業大観』³⁰⁾を編纂出版し、その冒頭「本書編纂の趣旨及概観」の中で、「仏者の社会事業は果して如何の

状にありや」と述べ、社会事業の総数、種類、業績、理想的根拠、実利的根拠、目的、機能、形式、等について触れている。そこで記されている社会事業は、統一助成研究事業、窮民救助事業、養老事業、救療事業、育児事業、感化教育事業、盲啞教育事業、育児教育事業、子守教育事業、授産職業紹介宿泊保護事業、免因保護事業等、多方面に渡る内容であった。

(3) 「現代感化救済事業の五大方針」—科学的社會事業—³¹⁾

渡辺は、それまでの慈善事業の問題点を「虚栄の為に使われる」「救われる者は救う者よりも、人間として一段低い」「個人的救済が多い」等と厳しく批難し、こうした非科学的視点からの脱却を模索していた（渡辺 1911:1388）。1916年に著された「現代感化救済事業の五大方針」³²⁾（以下、「五大方針」と言う）では、そうした問題点を持つ慈善事業としての性格を引き継ぐ感化救済事業を大きく転換するための方向を5点指し示している³³⁾。それは、

- ①感情中心主義から理性中心主義へ
- ②一時的事業から科学的・系統的事業へ
- ③与える事業から救済事業へ
- ④奴隸的救済関係から人権尊重的救済関係へ
- ⑤事後救済から予防へ

これらの視点は、渡辺の言う「現代」（執筆当時のこと）行われるべき救済事業であり、当時としてはかなり革新的な内容であったと考えられる。事実、渡辺は、「人権尊重の基礎に立ち共済主義を根底として人道の大本から仕事をする様な事業家は寂々として暁天の星に似たる感がある」（渡辺 1916:4）と述べ、「吾国の仏教主義の感化救済事業家に今一層の奮起をして戴きたい」（渡辺 1916:4）と主張している。

渡辺が示したこうした5つの内容は、1918年に著された「社会問題の趨勢及其中心点」ではさらに整理されている。この中で渡辺は「現今の救済事業と古い救済事業」との違いを8つの点から述べている。それは、①主情主義と合理主義、②断片的と系統的、③研究と実行、④予防と応急、⑤共済と救興、⑥平民的と貴族的、⑦私的と公的、⑧国家と個人、等である。新しい時代にあった新しい救済事業は、こうした合理主義、系統的、研究（科学）、予防、共済、平民的、公的、

国家といった視点から行われなければならないと考えていたのである。わが国に公的な社会事業が誕生するおよそ20年前のこうした渡辺の考察は、翌年1919年に出版された長谷川良信による『社会事業とは何ぞや』や1920年の大原社会問題研究所刊『日本社会事業年観』等で使われた「社会事業」の表記にも影響を及ぼしたと考えられ、その意味で、渡辺の社会事業研究を見ると、その果たした役割は大きい。

こうした渡辺の社会事業研究の内容は、すでに1912年の私的な仏教徒社会事業研究会の発起や1917年に宗教大学（現大正大学）内に開設された社会事業研究室の誕生によって具体化された。渡辺の仏教の教えに基づく教育啓蒙活動は留学帰国直後から始まってはいるが、仏教を土台とする社会事業研究は、この社会事業研究室の設置によって本格化し、以後、日本国内における仏教社会事業教育と研究は開始されたと考えられる。

4. 仏教社会事業と仏教教育の啓蒙実践期（1917-1933）

大正から昭和にまたがるこの時期は、渡辺自身にとっても、それまでの宗教家、研究者としての経験を踏み台として、社会事業家ないしは仏教教育者として、大きく飛躍する期間として位置づけられる。社会では、富山県魚津町で起きた米騒動が全国的な広がりを見せ、資本主義国日本の貧困の実態が社会に露呈した。また、第一次世界大戦終結から影響を受けた恐慌の勃発や株価の暴落、関東大震災による罹災者の発生、社会主義思想の蔓延化と共産主義の拡大、世界大恐慌の発生とそれに影響された昭和恐慌、柳条湖爆破事件をきっかけとする満州事変、等々、貧困や社会不安に繋がる様々な出来事が、この時期国内を覆っていた。こうした社会的状況下で渡辺は、これまでの宗教家や研究者としての自らの立ち位置をさらに広げ、仏教社会事業と仏教教育の啓蒙活動をより積極的に展開していったと考えられる。

前記したように渡辺の仏教教育者としての立場は留学直後から始まるが、いずれの大学（大正大学・東洋大学）も1911年当時はまだ大学として設立されて間がなく³⁴⁾、教育環境や研究環境は決して充実していたわけではなかったと思われる。しかし、仏教や社会事業が果たさなければならない社会的役割や社会貢献に

たいする渡辺の抱く使命観は、教育の現場や要支援者が集まる場所へと渡辺を導いた。渡辺の(仏教)教育に関する論文等はあまり多くはない。渡辺の論文集『壺月全集』によると、わずか15本前後の著述しか見当たらないが、仏教教育者としての活動には注目に値するものが多い。渡辺は、1911年9月に芝中学校校長就任、1919年国士舘大学教授・評議員就任、1921年江東商工学校(後の深川商業学校)校長就任、同年淑徳高等女学校評議員就任、1924年大乘女子学院長就任、1928年4月巢鴨家政女学校長就任、同年10月大阪・上宮中学校理事長就任、1930年岩淵家政女学校長就任、1931年巢鴨女子商業学校校長就任、等、教育機関における教育行政活動に専念した。こうした活動は、渡辺の仏教思想に基づく教育とその啓蒙活動家としての側面に顕著に現していると考えられる。

一方で、渡辺は、共済思想を土台とする仏教社会事業の啓蒙家としての側面をも持ち、関係した社会事業機関には、1911年浄土宗労働共済会副会長、1919年マハヤナ学園監督、1922年借地借家調停委員、1928年慈光学園顧問、1927年仏教少年連合団団長、1928年少年信愛会名誉会長、1929年日本禁酒同盟理事、その他中央社会事業協会、四恩瓜生会評議員、上宮教会理事、大阪・四恩学園顧問、全日本私設社会事業連盟、交通道徳会理事等を務めている。こうした社会事業の啓蒙的实践は、例えば、上記で紹介した論文「社会問題の趨勢及其中心点」(1918b)の中で、「宗教家は其本然の責務に見て一層社会問題に触れなければならぬ」と宗教思想の社会的実践を鼓舞し伝播しようとしている。またそうした傾向は、同年に著された論文「国民的社会事業の勃興を促す」(1918a)の中にも見られ、ここでは「救済事業は・・・国民全体の仕事にして、而も教家全体の事業なり。故に事業其物が布教であり伝導である」。「国民全体の事業と云う意識を明瞭ならしむる為に昨年11月の全国救済事業大会に於て提案をなして中学校女学校に於ける教育方針に救済精神を加味するの建議をなし」(渡辺1918a:2-3)と述べている。こうした渡辺の「社会事業、救済事業即伝導」であるという考え方は、こんにちの宗門によるあらゆる諸事業にも通じる重要な視点であろう。渡辺はこの論文の最後に「仏教徒は大いに注意して所謂国民全体の事業と云う意識の下に国民的社会事業の建設を図らねばならぬ」と、いち仏教徒を超えた社会事業家としての真骨頂を現し、仏教社会事業の社会的意識の昂揚を説いている。渡辺の社会事業

にたいする絶叫に似たおもいがここには記されていると考えられる。

Ⅲ. 共済思想と社会連帯思想

渡辺が共済思想を唱え、その定着を実践と教育を通して社会に啓蒙実践した時代は、日本国内では、資本主義の完成³⁵⁾から帝国主義期に移行しつつ第一次世界大戦を経て経済規模を海外へ拡大させる途上にあった。それらを国内で支えたのは産業資本の下で大量に作り出された労働者群であったが、その生活の悲惨さは、例えば、1898年の『日本の下層社会』や1925年の『女工哀史』などに見られる通りである。

渡辺の共済思想が「全体的・国民的事業としての社会事業」というかたちで唱えられ実践されたことは、時代的・社会的な目線から見ても先駆的であり、反面、至極当然な視点でもあった。わが国は、大正期になると、フランス近代思想である「社会連帯」³⁶⁾思想が国内で広まった。その受け皿になったのは、明治国家建設の際に援用された国家有機体思想であり、その背後にはドイツの社会政策理論があった。1922年に刊行された官僚田子一民³⁷⁾の『社会事業』では、その冒頭、「社会事業は、社会連帯の思想を出発点とし根底として、社会生活の幸福を増進し、社会の進歩を促そうとして行はるる所の努力である」(田子 1922:1)と述べ、社会連帯思想が国家的社会事業の運営に重要な役割を果たすことが明確に示された。田子が使う「社会事業」の言葉の意味は、渡辺が使用した「社会事業」の言葉とは、その立場の違いはあるが、明らかにその到達点は同じである。この言葉の思想的根拠は、一方は「私達の社会」と云う観念に基づく社会連帯であるが、一方は「国民全体」と云う精神に基づく共済であり、その描いている理想も「全体の幸福」と云う点ではほぼ同じ方向を見据えている。ただ、これらが描く景色の背景にある世界観が、社会連帯思想を生んだデュルケム社会理論で見られる契約社会と仏教の「衆生恩」「自他不二」「縁記」社会と云う違いはあった。

吉田は「共済主義から大正後半の社会連帯思想に連続していく」(吉田 1989: 456)と述べているが、筆者も同じ考えである。これらの思想は、いづれも国内の社会問題にたいするひとつの処方箋として生み出されたものである。しかし、わが国は、その後、社会連帯思想を国内の社会問題対策のための指標として採用し、

公的な社会事業を展開していく。渡辺の共済思想は、いち宗教家がいち民間人の立場から、社会や生活の中にある社会問題の解決に向け挑み実践され、全体的・国民的社会事業と云う形態で歴史的にその名を残すことで社会的役割を終えたのである。

IV. おわりに

渡辺の共済思想にたいする諸学説の中には、「大乘仏教の自他不二の平等思想と衆生恩による報恩思想から生み出し、その当時の社会連帯思想に照らし、現代的に解釈して理論化した」（朴 1999:235）という考えや「渡辺海旭の仏教主義に基づく社会事業思想の中心をなす『共済主義』（安藤 2000:138）という説があるが、筆者はこれらの考えには賛同はできない。共済思想は、決して仏教による教えに基づいてのみ生み出された思想ではなく、むしろ社会との関係、言い換えるならば、渡辺自身の生活体験と社会で生きる人間が直面している問題（貧困問題や労働問題）やそれを抱え生きている人間の生活との煩悶から大きく影響を受け、そこから生まれてくる呻吟を帯びた生活者の生きるための思想である、と考えた方が理解しやすいのではないだろうか。共済思想は、渡辺海旭と云う希有な宗教家によって必然的に見いだされた思想であり、決して偶然の産物ではない。丸山真男は、思想の展開は「人間と環境との間の安定した関係が破れ、出来事に対して新しい意味賦与を行う必要が出てくると、この意味賦与の作用自体が自覚される」（丸山 1998:19）ところに現れるとしている。渡辺の共済思想は、宗教家渡辺が、国内で頻発した社会問題や労働（者）問題にたいし、その解明と解決に向け正面から対峙したところに見いだされた思想である。その意味で渡辺の「共済」思想は、渡辺が唱えた「社会事業」とはその意味する内容は同じである。

以下では、本稿で記した渡辺が生きた時代を改めて振り返ることでひとまず筆を置く。

① 1872-1899 のこの時期は、渡辺が仏教徒としての歩みを始め、浄土宗門とのつながりが形成されていく土台となった期間である。渡辺と社会との関係は、『浄土教報』主筆になったことで始まり、「仏教清徒同志会」発足に参加したことがその象徴的出来事になった。このとき、渡辺は、未だ仏教徒としての枠を出ること

なく、社会にたいして（特に国家にたいして）一定の距離を保ちつつも意見を持っていた。しかし、同時にそれは、それまでの伝統仏教が、その存続をかけ、他宗教への批判や国家との癒着という、宗教団体としてあるまじき言動を行っていたことへの反発であり、渡辺の宗教家としての自我確立の時期でもあった。この時期の渡辺は、いち仏教徒の枠をでることなく、いわばその狭い世界の中でもがき苦しんだ苦悩の時期と位置づけることが出来る。

② 1900-1910年のこの時期は、渡辺がドイツ留学を通して大きく飛躍する時期である。それは次のような経緯を踏む。一つ目は、留学先ドイツで知ったドイツ労働者が抱える社会問題とドイツ国内の貧困問題への知見であり、二つ目は、そうしたドイツ労働者の社会問題にたいするドイツ自由労働組合による共済的相互扶助活動の実態との直面、三つ目は、日本国内の労働（者）問題にたいする仏教徒としての決意を新たにしたこと、等である。留学中に獲得した社会問題に関する視点、その社会問題にたいし宗教が果たしうる社会貢献への期待、そして、宗教家としての自覚は、帰国後、大きく開花することとなる。この時期の渡辺は、いち宗教研究者の目線で、社会の諸問題を客観的に眺める度量を養っていたと思われる。

③ 1911-1916年のこの時期は、渡辺がドイツ留学から帰国し、留学中に学んだドイツ社会の労働問題とそれにたいするドイツ社会の対応を日本国内の問題に照らし合わせることで、宗教が取り組まなければならない救済事業に目覚めた時期と考えられる。渡辺は、留学の主目的である比較仏教研究では1907年に学位論文を書き博士号を取得している。しかし、渡辺が留学で得たものはそれよりも遙かに有益で、その恩恵はこんにちのわが国社会福祉にもたらされている。1911年の浄土宗労働共済会開所、1912年の仏教徒社会事業研究所発起、科学的社会事業を提示した論文「現代感化救済事業の五大方針」執筆、等が、こうした渡辺のこの時期を象徴している出来事と思われる。渡辺は、この時期を通して、宗教（仏教）と社会事業とをつなぐ大きな橋渡しの役割を果たしたと考えられる。

④ 1917-1933年のこの時期は、渡辺の仏教社会事業と仏教教育の啓蒙実践期と考えられる。これまでの仏教徒、仏教研究者としての立場を土台として、より広い視点から、これからの日本社会で果たさなければならない仏教徒による社会事

業や仏教教育のために、啓発・啓蒙実践を積極的に行った時期である。社会的な役職を通じ、渡辺が培ってきた共済思想に基づく社会事業や、その思想を教育の場や救済事業の場で実践し広げていくことが、この時期の渡辺には課せられていたと考えられる。渡辺は、この時期に至って、やっと、いち仏教徒としての役割、つまり仏教の教えに基づく社会的実践と仏教教育を通した布教活動を成し遂げ、仏教徒としての社会貢献を果たし終えたのではないだろうか。

筆者は本稿において、仏教徒渡辺海旭によって日本国内で実践され、社会問題の解決にたいし一定の貢献を果たし、社会福祉学の歴史にその名を残した共済思想を考察した。筆者の共生文化研究所研究員としての研究テーマは、「共済思想と社会連帯思想—渡辺海旭の浄土宗労働共済会研究—」である。今回の研究考察を土台として、次回では、浄土宗労働共済会の活動を見ながら、社会連帯思想誕生の社会的背景を押さえ、共済思想との思想的連続性を考察する。この思想的連続性を追求していくと、その途上には共生思想^{ともいき}の姿も日本社会との関係の中から見えてくる。重要な課題でもあるので、考察を続けていきたい。

【註】

1. 拙稿 (2015) 「社会福祉の論理と倫理の様相—国家 (公) の成立と情 (私) の管理」『東海学園大学研究紀要』20、社会科学研究編、13-28. 参照
2. 渡辺の共済思想は、後の社会連帯思想に連続していくと考えられている (吉田 1989: 456)。社会連帯思想はこんにちの社会福祉を構築する重要な理念の一つである。
3. 本稿では、筆者が最終的に明らかにしたい「共済思想と社会連帯思想」との間には何らかの関係性があるのではないかと云う仮説 (今後の論文で検討) を論証するための中間報告的意味合いを持っている。
4. 源覚寺は、「寛永元年 (1624)、後に増上寺の第 18 世貫主となる定誉上人が創建し、徳川秀忠、徳川家光も詣でたことのある寺」(前田 2011:71) である。
5. 1887 年 9 月、浄土宗学本校は東京・芝天光院内に開校した。京都・知恩院内には浄土宗学京都支校が置かれた。
6. この時期の日本の置かれた歴史的流れは、1873 年頃から始まったとされる原始的蓄積 (註 38) 過程を前提とした産業革命期にあった。わが国が原始的蓄積に本格的に取り組みだしたのは、1873 年以後で、地租改正、殖産興業、松方デフレ政策を通じてであった (矢部 2012:2) とされる。吉田久一は、原始的蓄積過程を、地租改正 (1874) 前後から

- 日清戦争（1894）前までとしている（吉田 1993:163）。大石嘉一郎によると、日本の資本主義体制確立のために、わが国は、まず産業革命を経験する必要があった。その産業革命は、わが国の場合、1886年頃から1889年にかけて企業勃興から始まり、日清・日露戦争を経て急速に進展し、1900年から1910年頃に終了した。そしてその時点で日本の資本主義体制の確立を見た（大石 2005:51）としている。
7. わが国で初の労働組合は、「石川島造船所等の労働者によってつくられた労働組合期成会鉄工組合」である（高野 1997:5）。わが国の近代的労働組合である労働組合期成会鉄工組合に関しては、高野房太郎の著書（1997）『明治日本労働通信』が参考になる。
 8. 「仏教清徒同志会」の発起人は高島米峰と境野黄洋で、渡辺海旭、田中治六、安藤弘、杉村縦横、加藤玄智等がメンバーであった。
 9. 大石嘉一郎（1998）『日本資本主義の構造と展開』東京大学出版会、28-29頁を参照。
 10. 農民の賃労働者化については、隅谷三喜男（2003）『日本賃労働史』『隅谷三喜男著作集（第1巻）』23-29頁参照。
 11. 当時の女工の労働状況については、細井和喜蔵（1954）によって記された『女工哀史』に詳しい。
 12. ここに「国家に報効する為」としているのは、当時の時代情勢を考慮した上での表現であると考えられる。
 13. 社会主義者鎮圧法と労働者保険は「飴と鞭」論で説明されることが多い。「飴と鞭」論の検討については木下（1997）『ビスマルク労働者保険法成立史』第7章第1節参照
 14. 飯田洋介（2015）『ビスマルク』によると、帝国宰相ビスマルクと若き皇帝ヴィルヘルムⅡ世とは政策をめぐる対立することが多かった。皇帝ヴィルヘルムⅡ世は自尊心が強く、皇帝としての自意識が過剰で、自らが国家を統治しようとして意気揚々なところがあった。例えば、皇帝ヴィルヘルムⅡ世は、1889年に起きたルール地方の炭鉱夫によるストライキに際してビスマルクとは対照的な姿勢で労働者保護の対応をしたり、また、1880年代末の独露関係においても皇帝ヴィルヘルムⅡ世が対露関係を危惧していたのに対しビスマルクは親露姿勢で臨んだ。
 15. 1890年に社会民主党系労働組合として誕生した1大労働者組織（成瀬、ほか 1997:37）
 16. 1901年に調査が行われ1903年に出版された『職工事情』は、農商務省商工局工務課工場調査掛が行った労働事情の調査・報告が主な内容になっている。
 17. 中川 清編（1994）『明治東京下層生活誌』には、「1886年から1912年までの東京の下層社会に関する生活記録」（中川 1994:293）が納められている。
 18. 1899年に出版された横山源之助の『日本の下層社会』では、「小作人生活事情」の中で、当時の農民の厳しい生活状況が記されている。
 19. 「共済制度」に関しては、前記した高野の著書（1997）で、高野が1897年10月24日、アメリカ合衆国ワシントンDCにあるアメリカ労働総同盟会長サミュエル・ゴンパースへ宛てた手紙の中で「私は、日本で労働組合を結成する際には、組合規約に充実した

- 内容の共済制度に関する規定を設ける必要があると考えています」(下線は著者による)と、既にその存在の必要性について述べている(高野 1997:57)。
20. 風早八十二は、「西欧において、労働組合は極めて卓近日常的な生活相互扶助の組織より漸次自覚せる階級闘争の学校に発達し来たった時、わが国においては、その発生の頭初から、かくも明確なイデオロギーによって指導されているということは極めて特異な事実でなければならぬ」(風早 1952:389)と述べている。
 21. 山田は、自由労働組合の建築労働者保護、家内労働者保護、失業保険、職業紹介、労働会議所、消費協同組合等の社会政策的活動を三つの点に集約している(山田 1997:567-569)。それは、①国家社会政策への関与、②産業自治、③労働組合の自主事業、である。
 22. 渡辺は、1907年、ドイツ留学先で、『普賢行願讃』の研究で、学術博士(ドクトルフィロソフィ)の学位を取得している。
 23. 渡辺が、ドイツ留学時、「労働者の家」を実践的に学んでいた点については、1920年『仏教徒社会事業大観』(編集復刻版 戦前期仏教社会事業資料集成第1巻、235頁)に「『労働者の家』の組織を本とし、労働者寄宿、飲食物実費給与、職業紹介等の事業を経営して」と記されている。
 24. 「浄土宗労働共済会規則」は、第1章名称及び位置、第2章目的及び事業、第3章会員、第4章会計、第5章役員及び顧問、第6章会議、第7章附則の全10条から成り立っている。
 25. 吉田は、「浄土宗労働共済会」のこうした活動を防貧的セツルメント活動と評価している(吉田 1992:393)
 26. 吉田は、「浄土宗労働共済会」の事業を防貧施設として紹介している(吉田 1989:457)
 27. 当時、「社会事業」という名称は一般的には使用されることはなく、1900年制定の感化法や1908年に行われた感化救済事業講習会にちなんだ感化救済事業の名称の方が一般的であった。国家は社会主義思想との関連から「社会」という名称を使用することを避ける傾向にあった。渡辺も1911年に執筆した「慈善事業の要義」(『新仏教』12巻12号)当時、「社会事業」という名称は使用していない。
 28. 私設社会事業とは経費の面で私設な社会事業のことを云う。わが国の社会事業は、私設社会事業が圧倒的に多い。
 29. 1933年、大河内一男は「我が国に於ける社会事業の現在及び将来」『社会政策の基本問題』(1944年出版・日本評論社)の中で、社会事業に関する考察を行っている。
 30. 1908年、東京で開催された第1回感化救済事業講習会に参加した僧侶と当時東京で救済事業に関わっていた仏教徒が集合し、1909年に発足したのが「仏教同志会」である。この組織は、その機能を十分に果たさないうまま解消し、その後を受け継いだのが渡辺等による「仏教徒社会事業研究会」(1912年)であった。『仏教徒社会事業大観』は仏教徒社会事業研究会によって編纂されたものであるが、本書では、序説の中でこれまでの経

緯を説明し、仏教同志会についても触れている。後に「共生道」を唱える椎尾弁匡も仏教同志会創立委員のひとりであった。感化救済講習会の講習員 145 名中 55 名が僧侶で占められていた。

31. 「科学的」という表現は、「五大方針」の中で記された 2 つ目の救済手段の傾向に於いてである。菊池 結は、渡辺の「五大方針」で示された救済事業を「科学的社会事業」（菊池 2009:42）と呼び、科学的な方針を持つものとして社会事業を把握する渡辺の姿勢を指摘している。また菊池は、渡辺の社会事業の根底には大乘仏教の存在があるとも述べている（菊池 2009:43）。渡辺が指摘した宗教家の救済事業貢献への適性は、すでに 1911 年の浄土宗労働共済会趣意書にも示されている。そこでは「互惠共済」「報恩の責」によって労働者の救済や保護を行うことの急務が指摘されていた。前記した「慈善事業の要義」（1911）でも、「報恩の精神」の重要性が指摘されている。「五大方針」では「共済」がその趣旨と合致する。菊池が言うように渡辺の社会事業が大乘仏教にその根底を持つとしたら、その大乘仏教とはどのような精神性を備えた宗教なのであろうか。渡辺は 1921 年に「大乘仏教の精神」を著している。その中で渡辺は、大乘仏教は「実に此の利己主義を嫌い、独善主義を排し、無寛容主義を去り、形式主義を否定し、真に人生をして相互救済の光明の生活を営ましむる力」と述べ、「大乘教は社会生活を肯定し、無我、無常、涅槃の理想の上に、大なる反省と向上とを以つて、人生の臨むものなるが故に、現代の如き、権利にのみ没頭し、争闘これ事とする時代には最も適切な教である」と主張している。
32. 「現代感化救済事業の五大方針」は 1916 年 1 月 20 日発行の『労働共済』第 2 巻第 1 号と同年 2 月 29 日発行の同書同巻第 2 号にそれぞれ（上）（下）に分かれて発表された。
33. 吉田が、渡辺を感化救済事業から社会事業の分水嶺に位置していると指摘するのもこうした点から云える（吉田 1974:136）
34. 大正大学は 1887 年に宗教大学として設立、東洋大学は 1903 年に私立哲学館大学として設立された（各大学のホームページ参照）。
35. ここでは、資本主義の完成した時期については、大石嘉一郎の研究によって示された 1900 年頃から 1910 年の間に達成されたとする学説（大石 1999:205）に依っている。
36. 「社会連帯」思想は、フランスの急進社会党の指導者レオン・ブルジョアによって大きく取り上げられた。ブルジョアの考えた社会連帯は、デュルケムの契約論（契約は形式が重要であり、正当な手続きが欠けたら成立しない）に大きく影響を受けた「疑似契約」の考えが中心にある。「疑似契約」とは、「最初から何か、たとえば、『自然状態』といったものに依拠して成立するのではなく、後からその合意が遡及されるような契約」（廣澤 2005:64）を指す。ブルジョアは、「連帯」を事実としての連帯である自然連帯と「正義」が実現された連帯である「社会連帯」に区分した。ブルジョアはこの「正義」を考えるに際し、「人間は人間社会の債務者として誕生する」「社会的債務」者であり、ただその「社会的債務」を個々人にたいして負うことは実際的にはできないので相互的なものとして捉えた。その前提にはブルジョアが考えた相互的契約論があり、人間のリス

クや利益は相互的な契約によって互いに分配し合うことが必要で在り、そのことで「正義」も形成されると考えた。その際に重要なのはある種の「保険」であり、保険制度が積極的に策定されることで社会的貧困は合理的に解消される、とした。ブルジョアの考えた「社会連帯」は、この「保険」を実現することをその原理としていた。※廣澤孝之（2005）『フランス「福祉国家」体制の形成』を参考にまとめる。

37. 田子一民は、1881年、岩手県盛岡市に生まれ、1908年に東京帝国大学を卒業した。卒業後、内務省に入り、1917年、37歳の時に地方局救護課長になる。1919年には地方局社会課長に命ぜられ、1922年に内務省社会局長に任ぜられた。この年の5月に『社会事業』を刊行している（田子一民編纂会編（1970）『田子一民』巻末の田子一民年譜による）
38. 原始的蓄積については野呂栄太郎によれば「生産者と生産手段との歴史的分離過程」（野呂 1983:221）と説明している。大石嘉一郎は、そのことをさらに詳しく分析し、「先進資本主義諸国による政治的・経済的圧迫と世界市場への包摂という世界史的環境の下で、中央集権的国家機構の樹立とその財政的・経済的基盤の確保を至上命令とする、地租を中心とする激しい国家的収奪を直接的な契機として行われ、農民・小生産者からの『生産物の収奪』を根幹とし、したがって、農民の土地所有喪失と地主的土地所有の全国的拡大、商人＝高利貸資本の圧倒的優位の確立、萌芽的に現出した小生産者型発展の解体を、その特質とした」（大石 1998:75）と説明する。

【参考文献】

- 安藤和彦（2000）「渡辺海旭と浄土宗労働共済会——社会的実践活動の形態」『京大文教短期大学研究紀要』39、138-148
- 飯田洋介（2015）『ビスマルク』中公新書
- 犬丸義一校訂（1998）『職工事情』（上・中・下）岩波書店
- 井上友一（1953）『救済制度要義』社会福祉法人社会事業会館
- 大石嘉一郎（1998）『日本資本主義の構造と展開』東京大学出版会
- 大石嘉一郎（1999）『日本資本主義史論』東京大学出版会
- 大石嘉一郎（2005）『日本資本主義百年の歩み—安政の開国から戦後改革まで—』東京大学出版会
- Karl Erich Born（1957）*Staat und Sozialpolitik seit Bismarcks Sturz.* Franz Steiner verlag（＝1973、鎌田武治訳『ビスマルク後の国家と社会政策』法政大学出版局）
- 風早八十二（1952）『日本社会政策史（下）』青木文庫
- 菊池 結（2009）「渡辺海旭の社会事業と仏教」『千葉・関東地域社会福祉史研究』34、31-50
- 木下秀雄（1997）『ビスマルク労働者保険法成立史』有斐閣
- 木村靖二編（2001）『ドイツ史』山川出版社
- 孝橋正一（1962）『全訂社会事業の基本問題』ミネルヴァ書房

- 島田 肇 (2015)「社会福祉の論理と倫理の様相—国家（公）の成立と情（私）の管理」『東海学園大学研究紀要』20、社会科学研究編
- 隅谷三喜男 (2003)「日本賃労働史」『隅谷三喜男著作集（第一巻）』岩波書店
- 芹川博通 (1978)『渡辺海旭研究』大東出版社
- 芹川博通 (1998)『渡辺海旭（福祉に生きる17）』大空社
- 大正大学ホームページ (<http://www.tais.ac.jp/>)
- 高野房太郎 (1997)『明治日本労働通信』岩波文庫
- 田子一民編纂会編 (1970)『田子一民』熊谷辰治郎
- 田子一民 (1922)『社会事業』帝国地方行政學會
- 東洋大学ホームページ (<http://www.toyo.ac.jp/>)
- 中川 清編 (1994)『明治東京下層生活誌』岩波書店、
- 成瀬 治・山田欣吾・木村靖二 (1997)『世界歴史大系 ドイツ史3—1890年～現在—』山川出版社
- 西村実則 (2012)『荻原雲来と渡辺海旭』大法輪閣
- 野呂榮太郎 (1983)『初版日本資本主義発達史（上）』岩波文庫
- 荻原雲来 (1933)「獨逸遊學時代の渡邊教授」『大正大學學報』16、80-83.
- 廣澤孝之 (2005)『フランス「福祉国家」体制の形成』法律文化社
- 仏教徒社会事業研究会編 (1920)『仏教徒社会事業大観』仏教徒社会事業研究会（『戦前期仏教社会事業資料集成』第1巻、不二出版、収蔵）
- 細井和喜蔵 (1954)『女工哀史』岩波文庫
- 朴 英珠 (1999)「渡辺海旭の共済理論から見る社会事業思想」『仏教大学大学院紀要』27、225-238.
- 前田和男 (2011)『紫雲の人、渡辺海旭一壺中に月を求めて』ポット出版
- 丸山真男 (1998)『丸山真男講義録（第四冊）』東京大学出版会
- 山田高生 (1997)『ドイツ社会政策史研究——ビスマルク失脚後の労働者参加政策—』千倉書房
- 矢部洋三編 (2012)『現代日本経済史年表1868～2010』日本経済評論社
- 横山源之助 (1949)『日本の下層社会』岩波書店
- 吉田久一 (1974)『社会事業理論の歴史』一粒社
- 吉田久一 (1989)『日本社会福祉思想史』（吉田久一著作集1）川島書店
- 吉田久一 (1990)『改訂増補版現代社会事業史研究』（吉田久一著作集3）川島書店
- 吉田久一 (1991)『増補版改訂日本近代仏教社会史研究（下）』（吉田久一著作集6）川島書店
- 吉田久一 (1992)『日本近代仏教史研究』（吉田久一著作集4）川島書店
- 吉田久一 (1993)『改訂版日本貧困史』川島書店
- 渡辺海旭 (1911)「慈善事業の要義」『新仏教』第12巻第12号、永田文昌堂、1387-1389
- 渡辺海旭 (1916)「現代感化救済事業の五大方針（下）」『労働共済』第2巻第2号
- 渡辺海旭 (1918a)「国民的社会事業の勃興を促す」『労働共済』第4巻第3号、2-3

渡辺海旭（1918b）「社会問題の趨勢及其中心点」『労働共済』第4巻第11号、2-4

渡辺海旭（1921）「大乘仏教の精神」『壺月全集（下）』壺月全集刊行会、79-95

渡辺海旭（1933）『壺月全集（下）』壺月全集刊行会

キーワード：共済、社会事業、全本的・国民的事業、渡辺海旭

（しまだはじめ 東海学園大学スポーツ健康科学部 准教授、社会福祉学博士）